

飛島村総合計画審議会条例

昭和39年3月11日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき飛島村総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村長の諮問に応じ、村の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、飛島村総合計画審議会を置く。（以下「審議会」という。）

(組織)

第3条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について村長が任命する。

- (1) 村内公共的団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他村長が適当と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、会議は、次の事由に該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
- (2) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) その他、会長が必要と認める場合

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。